

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年
(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号
大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3260名

被告 関西電力株式会社 外1名

証拠説明書

(丙226号証)

平成30年3月20日

京都地方裁判所第6民事部合議2A係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 神 原 浩

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田

淳



弁護士 畑 井 雅

史



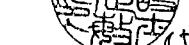
弁護士 坂 井 俊

介



弁護士 山 内 喜

明



弁護士 谷 健 太

郎



弁護士 酒 見 康

史



弁護士 中 室 祐



号証	標　　目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立　証　趣　旨
丙 226 の1	プレスリリース「大 飯発電所1, 2号機 の廃炉に伴う発電事 業変更届出書の提出 について」	写し	H30.3.1	被告関西電力 株式会社	被告関西電力株式会社が、大 飯発電所1号機及び2号機に ついて、平成30年3月1日をも って廃止し、同日、電気事業 法27条の27第3項に基づき、経 済産業大臣に対して、発電事 業の変更の届出を行ったこと
丙 226 の2	発電事業変更届出書	写し	H30.3.1	被告関西電力 株式会社	